

各位

三井住友信託銀行株式会社

手形・小切手の全面的な電子化に向けた各種対応について

2021年6月に政府より公表された「成長戦略実行計画」において、「5年後の約束手形の利用停止・小切手の全面的な電子化」が盛り込まれたことを受け、全国銀行協会は「2026年度末までに電子交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」ことを最終目標とする自主行動計画を策定しています。また、「2027年度初から電子交換所における手形・小切手の交換を廃止する」ことが決定されました。

こうした状況を踏まえ、三井住友信託銀行では既に各種対応を実施しておりますが、今般、手形・小切手の最終振出期限の設定を実施いたします。また、当座勘定「個人当座」「専用手形口」「当座貸越専用口座」のお取り扱いを終了いたします。

1. 手形・小切手の最終振出期限

手形・小切手の最終振出期限を、2027年3月31日(水)といたします。

最終振出期限を超過して振り出された手形・小切手、または振出日の記載のない手形・小切手は、当座勘定からのお支払いができません。

なお、三井住友信託銀行より販売した未使用の手形・小切手は、一定の条件を満たすものにつき、ご希望に応じて買戻しております。買戻しについての詳細は、[当社ホームページ](#)をご覧ください。

2. 当座勘定「個人当座」「専用手形口」「当座貸越専用口座」のお取り扱い終了

2027年3月31日(水)をもって、当座勘定「個人当座」「専用手形口」「当座貸越専用口座」のお取り扱いを終了いたします。

以上

【 手形・小切手の全面的な電子化に向けた三井住友信託銀行の各種対応 】

	対応内容	実施日(終了日)
①	2024年11月1日以降、新規開設当座勘定の手形・小切手の発行停止	2024年11月1日
②	個人のお客さまの当座勘定新規開設の取扱停止	2024年11月1日
③	当座勘定(一般当座)の払戻請求書によるお支払いの取扱開始	2024年11月1日
④	手形・小切手の発行終了	2026年3月31日
⑤	銀行振出小切手(自己宛小切手)の発行終了	2026年3月31日
⑥	他行を支払地とする手形・小切手の預金入金扱いの受付終了	2026年3月31日
⑦	手形貸付等の取扱終了	2027年3月31日
⑧	手形・小切手の取立受付停止 ※2024年11月1日より2027年4月1日以降を期日とする手形・小切手について、代金取立の受付は停止しています。	2027年3月31日
⑨	手形・小切手の最終振出期限	2027年3月31日
⑩	当座勘定「個人当座」「専用手形口」「当座貸越専用口座」の取扱終了	2027年3月31日

※[2024年10月1日 手形・小切手の全面的な電子化に向けた各種対応について](#)

※[2025年4月23日 手形・小切手の全面的な電子化に向けた各種対応について](#)